

職員等からの公益通報に係る事務処理要領

平成18年5月31日

監 第 581号

警 察 本 部 長

職員等からの公益通報に係る事務処理要領の制定について（通達）

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、埼玉県警察の職員等からの公益通報に係る事務処理をするため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

職員等からの公益通報に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、埼玉県警察職員等からの公益通報の処理及び職員等からの公益通報をした者等の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 職員 警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項に掲げる職員で、埼玉県警察に勤務するものをいう。
- (2) 職員等からの公益通報 職員又は埼玉県警察の契約先の労働者（以下「職員等」という。）が、埼玉県警察に対して行う、埼玉県警察（埼玉県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為の疑いのある場合を含む。）の通報のうち、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でないものをいう。
- (3) 公益通報受付・相談窓口 職員等からの公益通報及び職員等からの公益通報に関連する相談（匿名及び仮名の者からのものを含む。以下「通報等」という。）に応じるための窓口をいう。
- (4) 外部窓口 通報等を受け付けるために埼玉県警察の外部に設ける窓口をいう。

第3 公益通報受付・相談窓口の場所等

1 公益通報受付・相談窓口の設置場所

警務部監察官室（以下「監察官室」という。）に、公益通報受付・相談窓口を置く。

2 通報等の受付方法

公益通報受付・相談窓口は口頭、電話、電子メール又は文書（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）により、外部窓口は適宜の方法により通報等を受け付ける。

3 公益通報受付・相談窓口への連絡

公益通報受付・相談窓口又は外部窓口の事務に従事する職員（以下「窓口担当職員」という。）以外の職員は、通報等を受けたときは、遅滞なく、公益通報受付・相談窓口への

連絡その他の適切な措置をとらなければならない。

4 秘密保持及び個人情報保護の徹底及び利益相反関係の排除

- (1) 職員等からの公益通報の処理及び職員等からの公益通報に関連する相談の取扱いに関与した職員は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (2) 前記(1)に規定する職員は、知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 職員は、自らが関与する職員等からの公益通報の処理並びに職員等からの公益通報に関連する相談及び情報提供の取扱いに関与してはならない。

第4 職員等からの公益通報の処理の手順

1 職員等からの公益通報の受理

- (1) 窓口担当職員は、通報等があったときは、当該通報等をした者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該通報等をした者の氏名及び連絡先（匿名又は仮名の者からの場合にあっては不要）並びに当該通報等の内容となる事実を把握するとともに、職員等からの公益通報・相談受付票（別記様式第1号）又は職員等からの公益通報・相談受付票（外部窓口用）（別記様式第2号）を作成し、遅滞なく、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）へ引き継ぐものとする。
- (2) 監察官室長は、職員等からの公益通報があったとき及び職員等から受けた相談が職員等からの公益通報に該当するときは、当該通報等を職員等からの公益通報として受理するとともに、当該受理した職員等からの公益通報をした者（以下「通報者」という。）（匿名又は仮名で行った者を除く。2(1)、(2)及び(4)並びに3(2)において同じ。）に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、当該通報者に対する不利益な取扱いのないこと、当該通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明するものとする。
- (3) 監察官室長は、職員等から受けた相談が職員等からの公益通報に該当しないときは、当該相談をした者（匿名又は仮名で行った者を除く。）に対し、当該相談は職員等からの公益通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

2 調査の実施等

- (1) 監察官室長は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨

及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

- (2) 監察官室長は、通報者に対し、当該職員等からの公益通報を受理してから処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を通知するよう努めるものとする。
- (3) 調査は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮又は調整の下、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、当該通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- (4) 監察官室長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するよう努めるとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、当該結果を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

3 是正措置等の実施等

- (1) 監察官室長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、当該行為をした職員の所属長及び職員等からの公益通報の処理に係る所属長（監察官室長を除く。以下「関係所属長」という。）に、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じさせ、その内容を遅滞なく報告させるものとする。
- (2) 監察官室長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、是正措置等の内容を遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- (3) 職員の法令違反行為が明らかとなったときは、埼玉県警察職員懲戒等取扱規程（昭和54年埼玉県警察本部訓令第15号）に基づく必要な処分（以下「懲戒処分」という。）を行うものとする。

第5 本部長への報告

監察官室長は、職員等からの公益通報を受理したとき及び通報者に対して通知をするときは、その都度、本部長に報告し、その指揮を受けるものとする。

第6 埼玉県公安委員会への報告

本部長は、職員等からの公益通報、当該通報に関する調査結果及び是正措置等の内容を埼玉県公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

第7 関係事項の公表

本部長は、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、職員等からの公益通報に該当する通報件数、是正措置等の内容その他必要と認める事項を、適

宜公表するものとする。

第8 是正措置等の実効性評価

監察官室長又は関係所属長は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

第9 通報等をした者の保護

1 不利益な取扱いの禁止等

(1) 監察官室長及び窓口担当職員は、通報等をした者の個人情報を監察官室長及び窓口担当職員以外の職員に、提供してはならない。ただし、監察官室長が、職員等からの公益通報の処理等に必要と認め、かつ、通報等をした者の同意がある場合は、この限りでない。

(2) 職員は、通報等をした者に対し、通報等をしたことを理由として不利益な取扱い又は職場内外における嫌がらせ（以下「不利益な取扱い等」という。）をしてはならない。

(3) 本部長は、通報等をした者に対し、通報等をしたことを理由として不利益な取扱い等を行った職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

また、正当な理由なく、通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 通報者のフォローアップ

監察官室長は、関係所属長からの必要な協力を得ながら、職員等からの公益通報の処理の終了後、職員等からの公益通報をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するなど、当該通報者の保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

第10 その他

1 匿名又は仮名の者からの情報提供の取扱い

(1) 窓口担当職員以外の職員は、匿名により、又は仮名の者から職員等からの公益通報に関連する情報提供がなされたときは、遅滞なく、公益通報受付・相談窓口への連絡その他の適切な措置をとらなければならない。

(2) 監察官室長は、職員等からの公益通報に関連する情報提供を受けたときは、第4の2(3)及び3(1)に準じ、適切に処理しなければならない。

2 協力義務

(1) 職員は、正当な理由がある場合を除き、職員等からの公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

(2) 所属長は、職員等からの公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

実施日

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成26年1月28日監第118号）

この通達は、平成26年2月1日から実施する。

実施日（平成27年2月4日監第147号）

この通達は、平成27年2月4日から実施する。

職員等からの公益通報・相談受付票

		区 分	<input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 相談	
		受付番号	—	
受付日	年 月 日 () 時 分		受付者	
通報方法	電話 ・ 郵便 ・ その他 ()			
通報者 又は 相談者	氏名		勤務先	
	連絡先・ 連絡方法			
通 報 ・ 相 談 内 容				
<p>1 内容を知った年月日</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日 ()</p> <p>2 法令違反行為の内容</p>				
備考				

(注) 匿名又は仮名の者からの場合も受け付けること。

職員等からの公益通報・相談受付票 (外部窓口用)

		区 分	<input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 相談	
受付日	年 月 日 () 時 分		受付者	
通報方法	電話 ・ 郵便 ・ その他 ()			
通報者 又は 相談者	氏 名		勤務先	
	連絡先・ 連絡方法			
通 報 ・ 相 談 内 容				
<p>1 内容を知った年月日</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日 ()</p> <p>2 法令違反行為の内容</p>				
備 考				
引継日	年 月 日 ()			

(注) 匿名又は仮名の者からの場合も受け付けること。